

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 24 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）
訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（柚木道義君外 8 名提出、衆法第 6 号）
介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外 8 名提出、衆法第 7 号）
・武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣、三浦厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者柚木道義君（立憲）及び井坂信彦君（立憲）に対し質疑を行いました。
（質疑者）吉田統彦君（立憲）、堤かなめ君（立憲）、岬麻紀君（維教）、遠藤良太君（維教）、宮本徹君（共産）、田中健君（国民）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田統彦君（立憲）

- （1） 育児・介護休業等の取得が困難な職種がある状況を解消するための雇用政策全体を含めた総合的な施策の必要性
- （2） 育児休業を取得しやすい大企業にこそ育児休業取得者とその周囲の労働者との間の不公平感の問題が生じているとの指摘に対する厚生労働大臣の認識及び当該問題を抱える企業への対応策
- （3） 医療機関で働く者に対する育児・介護休暇の取得促進策
- （4） 我が国における専門医資格の取得・維持の現状に対する厚生労働大臣の所感
- （5） 自由診療を行う医師について一定の規制を設ける必要性
- （6） 医師、看護師等の国家資格者に係る人材紹介業者の紹介手数料への規制の方向性
- （7） 衆法関係
 - ア 直接的な関係があまりないと思われる閣法との一括審議を希望した理由
 - イ 人手不足が指摘される介護・障害福祉分野の課題についての衆法提出者の見解及び当該課題に対する衆法での対応
- （8） 調剤・介護・保育分野の経営の透明化を進め現場で働く者の処遇改善につなげる必要性

堤かなめ君（立憲）

- （1） 正規と非正規及び企業規模により両立支援制度の利用に差が生じているといった課題への対応策
- （2） 男女間の生涯賃金の差関係
 - ア 生涯賃金の差が 1 億円に上ることの確認及びその早期解消を図る必要性
 - イ 生涯賃金の差を政府が正確に試算する必要性
- （3） 「小 1 の壁」に対応するため柔軟な働き方を実現するための措置を就学前までから小学 3 年生までに延長する必要性
- （4） 訪問介護の基本報酬引下げの影響を懸念する現場の声についての厚生労働大臣の受止め
- （5） 放課後児童クラブ関係
 - ア 「小 1 の壁」を解消する取組を行う自治体に対し財政支援等の支援を行う必要性
 - イ 放課後児童クラブで発生した重大事故の年間件数
 - ウ 設備・運営基準関係
 - a 基準を満たすことを義務化する、基準を満たした場合に補助金を上乗せする等の措置を講ずる必要性
 - b どちらも自治体が運営主体であるにもかかわらず保育所は基準を満たすことが義務化されている一方で放課後児童クラブは義務化されていないことの妥当性

岬麻紀君（維教）

- (1) 企業による「見せかけ育休」に対する厚生労働省の認識及び対応
- (2) 男性による「取るだけ育休」、無意識の性別役割分担意識等に対する宮崎厚生労働副大臣の見解
- (3) 男性が育児休業を取得するなど育児・家事に参画することで夫婦関係が悪化しないようにすることについての厚生労働省の見解
- (4) 仕事と障害児や医療的ケア児の養育の両立支援の取組を進める必要性
- (5) 病児保育関係
 - ア 利用しづらい病児保育の課題及びその改善策
 - イ 病児保育施設の安定的運営に資する施設への支援策
 - ウ 医療機関併設型と保育所併設型の違いを利用者が把握できていないことについての対策

遠藤良太君（維教）

- (1) 育児休業に係る代替要員の確保関係
 - ア 両立支援等助成金を活用するより企業が事業規模を拡大して代替要員を確保した方が生産性向上につながり有効との意見に対する厚生労働省の見解
 - イ 代替要員として派遣労働者を活用した場合に両立支援等助成金の対象になることの確認
 - ウ デイサービス事業所の常勤看護師の代替要員として派遣の看護師を活用した場合に両立支援等助成金の対象になることの確認
 - エ 両立支援等助成金の育休中等業務代替支援コースの現状
- (2) 育児休業の取得関係
 - ア 厚生労働省の男性職員の育児休業の取得率及び平均取得期間並びにこれらに対する厚生労働大臣の受止め
 - イ 育児休業取得状況の公表義務の対象をより規模の小さい企業に拡大する方向性の有無
 - ウ 厚生労働省が望ましいと考える育児休業取得期間
 - エ 男性の育児休業取得が進むことにより逆に夫婦関係が悪化し出生率の低下を招く可能性
- (3) 仕事と介護の両立支援制度がきちんと整備されていない状況において閣法が事業主に義務付けることとしている同制度の個別周知の実効性を確保するための方策

宮本徹君（共産）

- (1) 青年期の障害者の支援関係
 - ア 青年期の支援ニーズに関する実態調査の必要性
 - イ アの調査結果を踏まえ支援ニーズに対応する必要性
- (2) 全国の自治体で移動支援を通学等に利用できるよう国の財政支援を抜本的に強化する必要性
- (3) 障害のある子を養育する保護者の仕事と育児の両立支援関係
 - ア 両立支援を進めるために政府全体で本格的に検討する枠組みを設ける必要性
 - イ 指針に規定される望ましい対応をとらない企業に対する厚生労働省の対応、両立支援のための相談体制等を整備する必要性及び両立支援のための中小企業向け助成制度を検討する必要性
 - ウ 両立支援等助成金について障害のある子の親のニーズに合わせた改善を行う必要性
- (4) 仕事と育児・介護の両立と転勤関係
 - ア 転勤が結婚や子どもを持つことを妨げる要因になっているという厚生労働大臣の認識の有無
 - イ 育児・介護休業法第26条の育児・介護に対する配置転換の配慮義務に基づく改善指導件数
 - ウ 企業の配転命令権を広く認める司法判断は男女とも育児・介護等の家庭的責任を果たせるように

- するとの政府方針に合致しないとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- エ 仕事と育児・介護の両立を困難にする配転命令をより厳しく規制する法改正を検討する必要性

田中健君（国民）

- (1) 育児休業取得状況の公表義務関係
- ア 取得日数の公表を求めないこととした理由
- イ 14日以上取得した育児休業の取得率を公表するなど実態に即した取得率を公表する必要性
- (2) 男性が育児休業を取るだけでは不十分であり家事・育児に主体的に取り組む必要性に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 育児・介護休業法上の時間外労働の制限規定関係
- ア 規定の活用状況
- イ 規定に違反する企業名の公表状況
- (4) 閣法における長時間労働を是正するための取組
- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく労働時間に関する数値目標を守らなかった企業に対する措置
- (6) 通勤時間等の労働間接時間の削減に向けた取組方針
- (7) 仕事と介護の両立支援関係
- ア 介護従業者の介護休業取得率が低い理由及び介護休業取得率を向上させるための方策
- イ 介護現場におけるハラスメント問題に対する厚生労働大臣の現状認識及び職場環境の改善策
- ウ 介護に関する両立支援制度等の基礎知識を中小企業の従業員が習得するための支援策
- エ 厚生労働省から健康保険組合や都道府県に対する40歳で介護保険被保険者となった者への介護保険制度の周知依頼の内容及び当該依頼を受けた取組の内容
- オ 企業だけでなく介護保険の保険者も介護保険制度の周知など両立支援に向けた取組を行う必要性
- カ 育児・介護休業法と介護保険制度の連携及び両立にむけた今後のケアマネジャーの役割についての厚生労働大臣の見解
- キ 障害を持つ子や医療的ケア児の親の個別ニーズに応えるための仕組みを考える必要性

福島伸享君（有志）

- (1) 柔軟な働き方を実現するための措置の拡充関係
- ア 改正育児・介護休業法第23条の3第1項第5号の「厚生労働省令で定めるもの」の具体的内容
- イ 事業主が選択して措置する義務を2つに限定することとした理念
- ウ 事業主が選択して措置するに当たって労働者のニーズを適切に把握するための方法を指針等で示す必要性
- エ 改正育児・介護休業法第23条の3第5項に定める意向確認の方法を原則として面談によることとする必要性
- (2) 子の看護等休暇を小学校3年生までから小学校卒業までに延長する必要性
- (3) 次世代育成支援対策推進法を時限立法とするならば定量的な政府目標を設ける必要性及び当該目標を設けないのであれば恒久法とする必要性
- (4) 経済産業省が行っている業種ごとに共働き・共育ての実現に向けた取組をスコアリングする「なでしこ銘柄」等の取組の狙い及び内容
- (5) 厚生労働省が行っている「両立支援のひろば」において個別企業だけでなく業種・地域の状況を分かりやすく示すなど両立支援に向けた取組の公表情報を充実させる必要性
- (6) 育児休業の取得状況の公表関係
- ア 現行の常時雇用労働者1,000人超企業の公表状況
- イ 公表義務の対象の常時雇用労働者300人超企業への拡大の履行を確保するための取組

ウ 男性の育児休業の取得日数を公表義務の対象とする必要性